

清水町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)29年度の 人件費率
30年度	人 9,494	千円 10,411,950	千円 196,822	千円 1,318,085	% 12.66	% 14.83

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

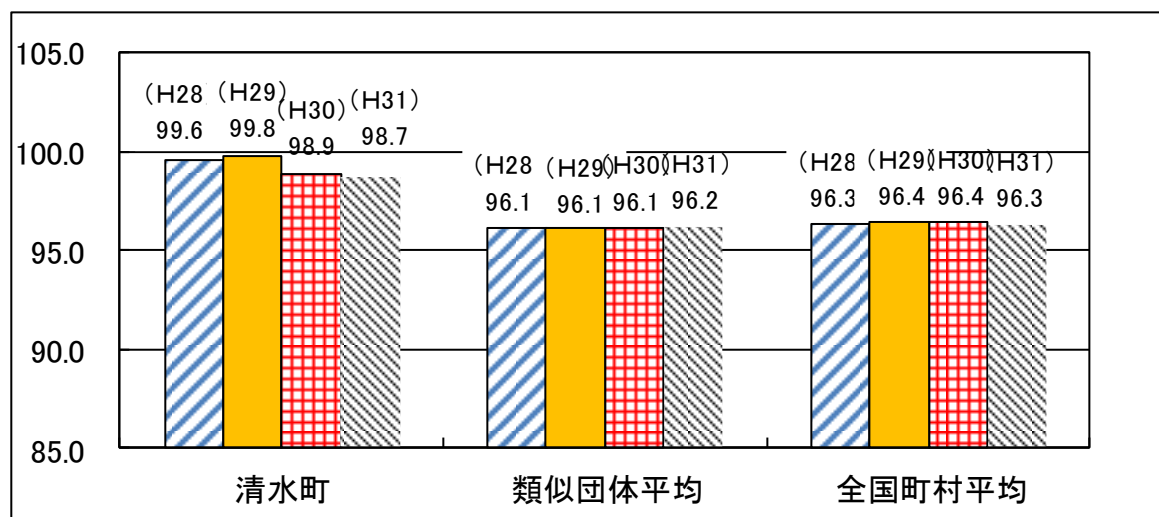
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 149	千円 548,210	千円 112,404	千円 224,089	千円 884,703	千円 5,938	千円 5,617

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の普通会計に属する職員数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））は在職していないため含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に

基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※本町に人事委員会がないため該当なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (見直し内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%程度引下げ。若年層については、おおむね現状維持とし、高齢層については、平均4%程度の引き下げ。なお、激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国に準拠

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項 ※特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
（平成 31 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
清水町	41.3 歳	312,894 円	354,192 円	361,768 円
北海道	43.7 歳	325,700 円	392,414 円	369,045 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.3 歳	301,254 円	357,486 円	331,652 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
清水町	歳 50.8	人 3	円 361,300	円 392,033	円 396,652	—	—	—	—
北海道	歳 54.5	人 182	円 334,000	円 363,435	円 353,439	—	—	—	—
国	歳 50.9	人 2,431	円 287,312	円 —	円 329,380	—	—	—	—
類似団体	歳 50.5	人 3	円 298,005	円 326,497	円 314,193	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C / D
清水町	2,178 千円	2,876 千円	75.7 %

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成28年～平成30年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員については前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
清水町	44.9 歳	251,825 円	273,045 円
北海道	43.8 歳	370,500 円	423,891 円
類似団体	39.2 歳	276,238 円	303,510 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
清水町	28.5 歳	192,266 円	266,800 円	216,485 円
北海道	—	—	—	—
国	47.1 歳	315,908 円	—	352,289 円
類似団体	43.2 歳	306,799 円	356,180 円	324,911 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分		清 水 町	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	180,700 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	148,600 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	148,600 円	148,600 円	—
	中 学 卒	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	180,700 円	202,300 円	—
	高 校 卒	148,600 円	157,900 円	—
看護・保健職	大 学 卒	210,900 円	—	—
	高 校 卒	163,000 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

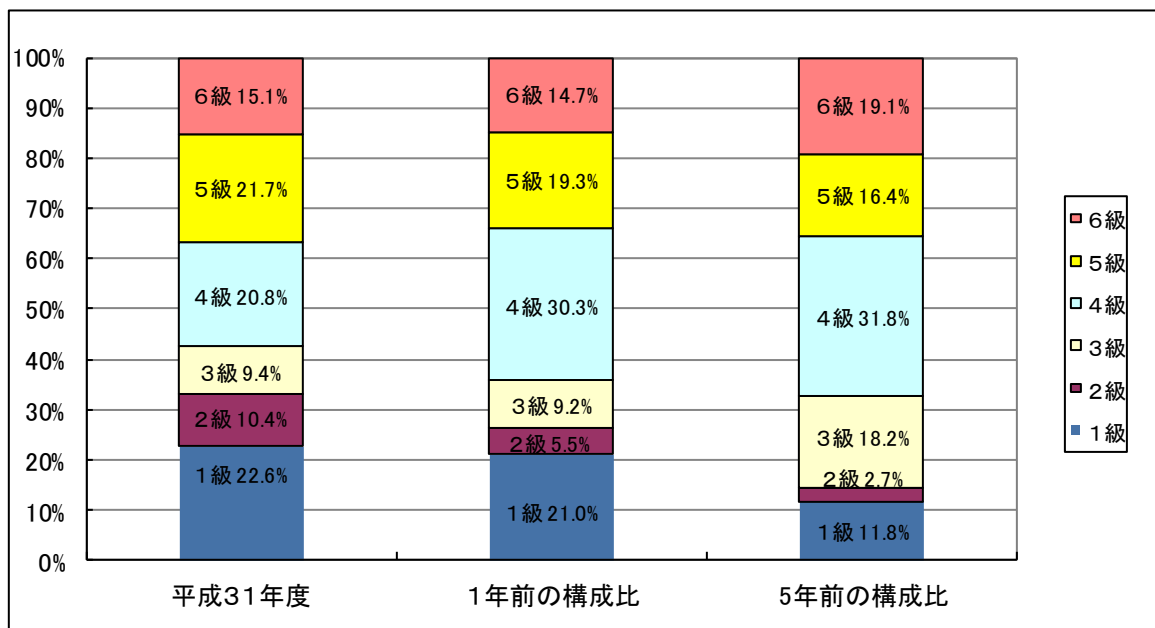
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269,500 円	—	379,233 円	392,733 円
	高 校 卒	—	—	—	387,725 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

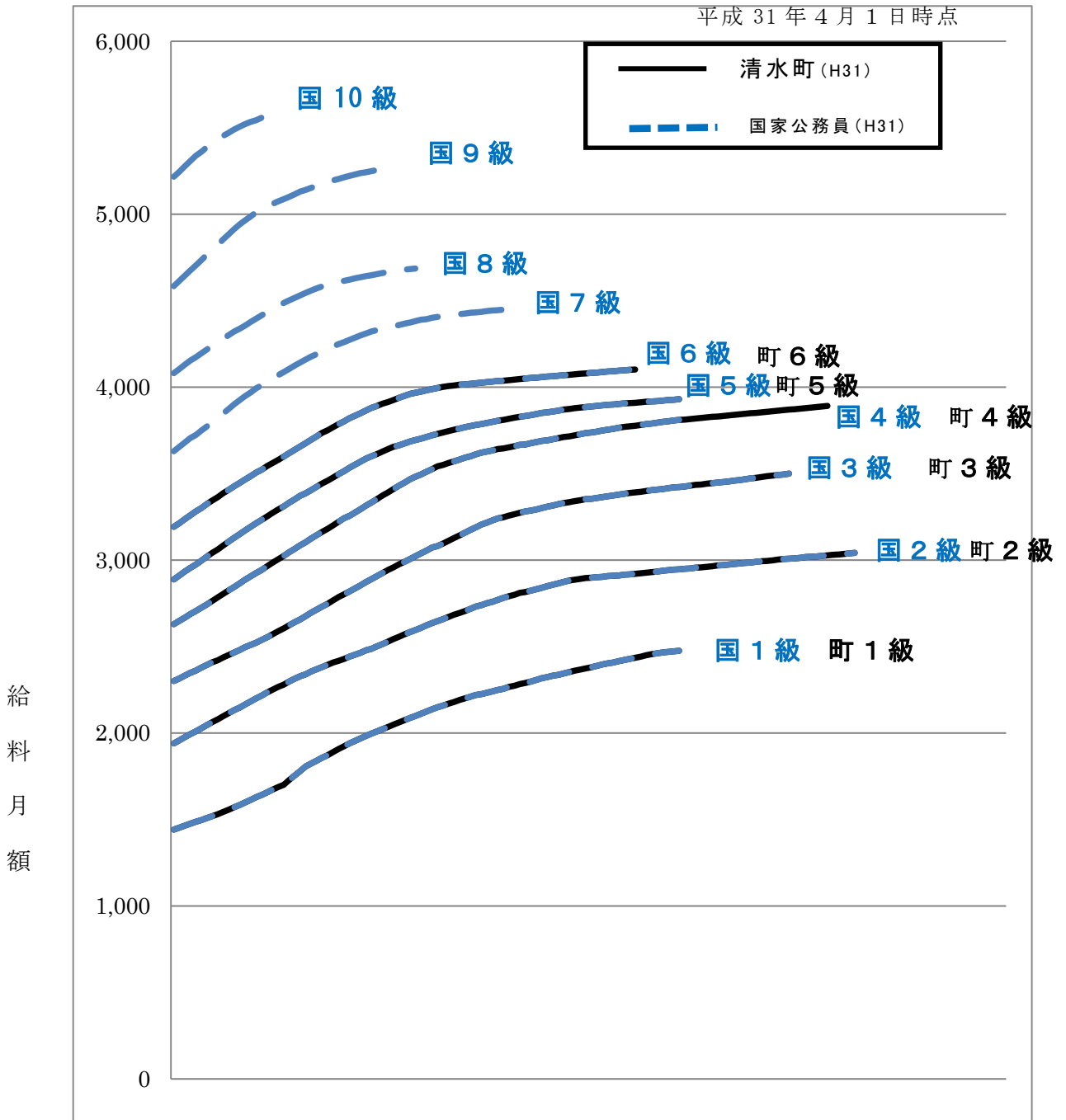
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	課長、参事	人 16	% 15.1	円 319,200	円 410,200
5 級	課長補佐	人 23	% 21.7	円 288,900	円 393,000
4 級	係長、主任	人 22	% 20.8	円 263,000	円 389,100
3 級	主査	人 10	% 9.4	円 230,000	円 350,000
2 級	主事	人 11	% 10.4	円 194,000	円 304,200
1 級	主事、主事補	人 24	% 22.6	円 144,100	円 247,600

- (注) 1 地方公務員給与実態調査の一般行政職に該当する職員数であり、清水町給与条例に基づく給料表の級区分による。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 31 年 4 月 1 日現在）
 （百円）



昇 給 →

(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない		○	○	○	○
	活用予定時期	未定	未定	未定	未定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

清 水 町	北 海 道	国
1 人当たり平均支給額（30年度） 1,504 千円	1 人当たり平均支給額（30年度） 1,687 千円	—
（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合であるが、本町は在職していない。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（清水町）

平成 31 年度における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				

	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない	○	○	○	○
	活用予定時期	未定	未定	未定	未定

(2) 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

清 水 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)			・ 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		
1人当たり平均支給額 14,871 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（30年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	0 円

(4) 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（30年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		0 %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
—	—	—	— 千円	日額 — 円
—	—	—	— 千円	1件当たり — 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	30,491 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	291 千円
支給実績（29年度決算）	36,678 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	349 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 配偶者以外の扶養親族 10,000円 ③ 特定期間の加算 5,000円	同		15,846 千円	203,154 円
住居手当	① 借家・借間 ・ 21,000円以下 家賃－10,000円 ・ 21,000円超 (家賃－21,000) ÷ 2 + 11,000円【27,000円限度】 ③ 持家 15,000円	異	10,000円超の借家等居住から支給 持家手当の支給	28,451 千円	231,309 円
通勤手当	① 交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ② 自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～12,900円の5区分	異	支給区分及び支給額	2,437 千円	90,259 円
管理職手当	① 課長職 給料月額×12/100 ② 課長補佐職 給料月額×8/100	異	役職ごとに定率で支給	20,440 千円	475,349 円
寒冷地手当	① 扶養親族のある世帯主 26,380円 ② 扶養親族のない世帯主 14,580円 ③ その他 10,340円 ※11月～3月支給	同		14,739 千円	102,354 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	700,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	584,000 円	860,000 円 /	500,000 円
	教 育 長	540,000 円	700,000 円 /	471,000 円
			—	—
報 酬	議 長	275,000 円	400,000 円 /	222,000 円
	副 議 長	219,000 円	314,000 円 /	178,000 円
	議 員	183,000 円	290,000 円 /	148,000 円
期 末 手 当	町 長	(30年度支給割合)		
	副 町 長	4.45 月分		
	教 育 長	(30年度支給割合)		
	議 長	4.45 月分		
	副 議 長			
	議 員			
退 職 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職年数×5.126	14,352,800円	任期ごと
		給料月額×在職年数×3.234	7,554,624円	任期ごと
	給料月額×在職年数×2.838	4,597,560円	任期ごと	
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。ただし、教育長は1期（3年＝36月）の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

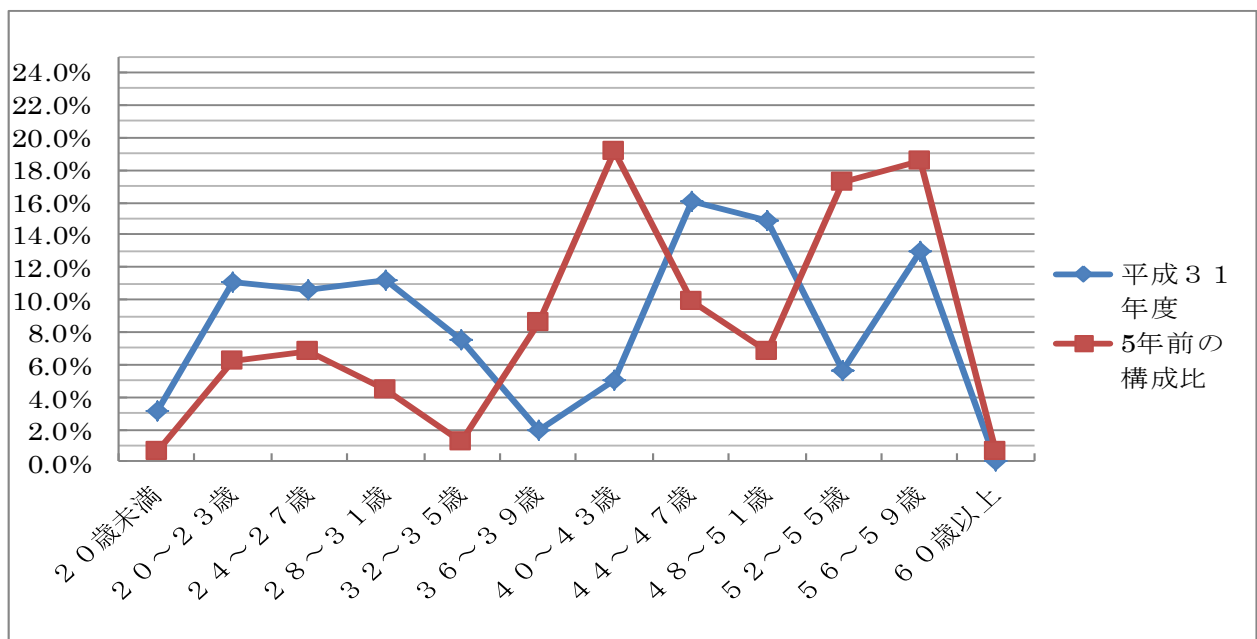
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		30年	31年			
普 通 会 計 部 門	3	議 会	3	3	0	退 職 者 不 補 充 退 職 者 不 補 充 欠 員 補 充 に よ る 増 災 害 復 旧 業 務 の 縮 小 < 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 130.61 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 131.77 人)
	4	議 務 企 画	34	32	△ 2	
		税 務 生	8	7	△ 1	
		民 生	37	37	0	
		衛 生	12	14	2	
	7	労 働	1	1	0	
		農 林 水 産	19	17	△ 2	
	2	商 工	2	3	1	
		土 木	11	10	△ 1	
	9	計	127	124	△ 3	
	11					
教育部門		22	22	0		
消防部門		—	—	—		
小 計		149	146	△ 3	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 153.78 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 157.94 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	3	3	0		
	下 水 道 其 他	3	3	0		
	そ の 他	9	9	0		
小 計		15	15	0		
合 計		164 [241]	161 [241]	△ 3 [0]	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 169.58 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 5	人 18	人 17	人 18	人 12	人 3	人 8	人 26	人 24	人 9	人 21	人 0	人 161

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		124	127	129	128	127	124	0 (0.0%)
教育		23	21	22	22	22	22	△1 (△4.3%)
普通会計 小計		147	148	151	150	149	146	△1 (△0.7%)
公営企業等会計		14	15	15	15	15	15	1 (7.1%)
総合計		161	163	166	165	164	161	0 (0.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	273,232	1,663	21,240	7.77	8.61

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	3	11,643	1,444	4,651	17,738	5,913	6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 ※特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
清 水 町	33.7 歳	254,733 円	386,041 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 ※支給割合は 4（1）普通会計と同じ

清 水 町	団 体 平 均
1 人当たり平均支給額（30年度） 1,550 千円	1 人当たり平均支給額（30年度） 1,525 千円
（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当 ※支給割合は 4（2）普通会計と同じ

ウ 地域手当 ※支給なし

エ 特殊勤務手当 ※支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	247 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（30年度決算）	123 千円
支給実績（29年度決算）	402 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（29年度決算）	201 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	① 配偶者 6,500 円 ② 配偶者以外の扶養親族 10,000 円 ③ 特定期間の加算 5,000円	同		0 千円	0 円
住居手当	① 借家・借間 ・ 21,000 円以下 家賃 - 10,000 円 ・ 21,000 円超 (家賃 - 21,000) ÷ 2 + 11,000 円【27,000 円限度】 ② 持家 15,000円	同		600 千円	200,000 円
通勤手当	①交通機関利用 運賃相当額【55,000 円限度】 ②自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000 円～ 12,900円の 5 区分	同		0 千円	0 円
管理職手当	①課長職 給料月額×12/100 ②課長補佐職 給料月額×8/100	同		379 千円	378,048円
寒冷地手当	①扶養親族のある世帯主 26,380 円 ②扶養親族のない世帯主 14,580 円 ③その他 10,340円 ※11月～3月支給	同		219 千円	72,900 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 306,847	千円 △23,035	千円 22,232	% 7.25	% 7.51

- (注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。
2 下水道事業会計は、平成27年度から企業会計として適用。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 3	千円 11,631	千円 4,479	千円 4,621	千円 20,731	千円 6,910	千円 6,113

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 ※特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
清 水 町	43.0 歳	337,000 円	511,551 円
団 体 平 均	43.0 歳	337,379 円	508,852 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 ※支給割合は4(1)普通会計と同じ

清 水 町	団体平均
1人当たり平均支給額(30年度) 1,540 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,504 千円
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

- イ 退職手当 ※支給割合は4(2)普通会計と同じ
ウ 地域手当 ※支給なし
エ 特殊勤務手当 ※支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	278 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	139 千円
支給実績（29年度決算）	296 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	148 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 配偶者以外の扶養親族 10,000円 ③ 特定期間の加算 5,000円	同		438 千円	438,000 円
住居手当	① 借家・借間 ・21,000円以下 家賃-10,000円 ・21,000円超 (家賃-21,000) ÷ 2 + 11,000円【27,000円限度】 ② 持家 15,000円	同		630 千円	210,000 円
通勤手当	① 交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ② 自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～12,900円の5区分	同		0 千円	0 円
管理職手当	① 課長職 給料月額×12/100 ② 課長補佐職 給料月額×8/100	同		601 千円	600,336 円
寒冷地手当	① 扶養親族のある世帯主 26,380円 ② 扶養親族のない世帯主 14,580円 ③ その他 10,340円 ※11月～3月支給	同		278 千円	92,567 円